

## 公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

安芸市総合計画策定支援業務委託について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和7年3月25日

安芸市長 横山 幾夫

### 1 業務の概要

#### (1) 業務名

安芸市総合計画策定支援業務委託

#### (2) 業務の目的

これまで本市では、目指すべき都市将来像として、『市民一人ひとりが幸せを実感し、笑顔が輝く活力あふれる元気都市』を掲げ、将来のまちづくりや行財政運営を総合的かつ計画的に推進するための指針として、市の行政計画の最上位計画となる総合計画を策定し、施策を推進してきた。

現行計画は令和7年度に終期を迎えるため、令和6年度に行ったまちづくりに関する市民意識調査の結果を基に、本市における現状や課題の整理を行い、人口減少・少子高齢化が進展する中で、地域の特性を生かした戦略的で持続可能なまちづくりを推進するための次期計画を策定することを目的とする。そのため、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者による支援を得ることで、次期計画を的確に策定することを目指す。

なお、本業務については、総合計画を構成する構想・計画のうち、基本構想と前期基本計画を策定するものである。

#### (3) 業務内容

別途定める「安芸市総合計画策定支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。ただし、契約時における仕様書は、契約候補者の企画提案内容に応じて、変更することができる。

#### (4) 業務履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）までとする。

### 2 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と参加者のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、審査委員から最も多く第1位の順位を獲得した者を「候補者」に、2番目に多く第1位の順位を獲得した者を「次点者」として選定する。

なお、第1位の順位を獲得した者が同数の場合は、第2位を最も多く獲得した者から順に、候補者、次点者を選定する。第1位、第2位獲得数が同数の場合は、見積価格が低い方を受託候補者として選定する。参加資格者が1者の場合であっても、審査及び評価を行い、基準（審査会委員全員の評価点の合計が、当該配点の合計の6割を超えていること）を満たしていると判断した場合は受託候補者として選定する。

業務の実施にあたっては、企画提案の内容をそのまま実施するというのではなく、候補者と安

芸市は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行うものとする。この交渉が整ったときに、地方自治法施行令第167条の6第1項第2号に定める随意契約の手続きに進むものとする。

ただし、14日以内（予定）に交渉が整わない場合には、次点者に選定された者が、改めて安芸市と交渉を行うことができるものとする。

### 3 参加者の資格

参加者の資格要件は（1）～（10）の全てを満たす者とする。

- （1）過去10年間において、本業務と同種（又は類似した）の契約実績がある、もしくはその能力を有していること。
- （2）「別添仕様書 5 業務内容」の事業を実施できる事業者であること。
- （3）参加申込書の提出時点において、本市の入札参加資格者名簿（指名業者登録名簿）に登録されている者であること。
- （4）本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。
- （5）事業実施にあたり専任担当者を配置し、本市との打合せ等に専任担当者を出席させることが可能であること。
- （6）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （7）公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日も、国、高知県、安芸市及び他の地方公共団体のいずれからも指名停止等の措置を受けていないこと。
- （8）公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日も、安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年規則第1号）に基づく入札参加資格指名停止措置を受けていないこと又は同規則第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しないこと。
- （9）法人格を有する団体であり、直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県税（事業税及び都道府県税）、市町村税を滞納していない者であること。
- （10）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

### 4 参加申込

プロポーザルに参加を希望する事業者は、別途定める「安芸市総合計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」を確認の上、参加申込書にて申し込みすること。

- （1）提出方法：持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）
- （2）提出期限：令和7年4月4日（金）16時まで
- （3）提出先：〒784-8501 安芸市土居82番地1 安芸市企画調整課（担当：川谷）

### 5 企画提案書の作成方法

別に定める「安芸市総合計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領 第10 企画提案書等の作成要領」のとおり。

### 6 審査方法

別に定める「安芸市総合計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル審査要領」に基づき、参加者から提出された提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容を審査する。

## 7 プロポーザルの実施スケジュール

実施内容	実施期間
プロポーザル募集開始	令和7年3月25日（火）
参加申込書受付期間	令和7年3月25日（火）から 令和7年4月4日（金）16時まで
企画提案書及び関連書類の質疑受付期間	令和7年3月25日（火）から 令和7年3月31日（月）16時まで
企画提案書及び関連書類の質疑への回答期限	令和7年4月2日（水）
参加資格結果通知	令和7年4月8日（火）
企画提案書及び関連書類の提出期限	令和7年4月15日（火）16時まで
審査委員会（プレゼンテーション）	令和7年4月23日（水）
審査結果通知	令和7年4月25日（金）
契約締結	令和7年5月初旬（予定）

## 8 その他留意事項

詳細は、安芸市総合計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領、仕様書等による。